

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

大分県及び別府市

2 構造改革特別区域の名称

留学生特区

3 構造改革特別区域の範囲

別府市全域

4 構造改革特別区域の特性

別府市は、人口12万6千人(平成15年5月1日現在「毎月流動人口調査」)、大分県の東海岸のほぼ中央部に位置し、南は野生ザルで有名な高崎山をへだて県都大分市と隣接し、北は「ほとけの里」国東半島に接し、西は阿蘇くじゅう国立公園に属する由布岳、鶴見岳に囲まれ、その裾野から別府湾につづく扇状地である。市内には、古くから「別府八湯」と呼ばれる温泉群が点在し、2千8百有余の源泉から湧出する温泉は、日量13万7千キロリットルにもおよび、源泉数、湧出量とも日本一である。

豊かな自然と豊富な温泉資源、観光資源に恵まれ、年間約1千万人以上の観光客が訪れ、そのうち10万人以上を韓国、台湾等アジアからの外国人観光客が占める「国際観光温泉文化都市」別府市では、木浦市(韓国)、烟台市(中国)など5つの海外都市と姉妹都市、友好都市提携を行い、平成12年には日本の自治体では初めてとなる「国際交流都市」宣言を行うなど「国際観光温泉文化都市」のさらなる進展を図っている。

こうしたなか、平成12年4月に学生の半数が留学生という日本で初めての本格的国際大学である「立命館アジア太平洋大学(APU)」が開学し、「自由・平和・ヒューマニズム」「国際相互理解」「アジア太平洋の未来創造」を基本理念に、アジア太平洋地域で活躍する人材養成の拠点として、世界各国・地域から未来を担う若者が集い、ともに学び生活している。

既に留学生の受け入れを実施している「別府大学」「別府溝部学園短期大学」

の留学生と合わせ、現在 67 力国の国と地域から約 2000 人の留学生が別府市内に居住しており、一般市民と留学生の人口比率からすると日本でも有数の異文化あふれる国際都市である。（人口千人当たりの留学生数は 15.48 人）

「アジアの未来を開く湯けむりのまち」を 21 世紀の都市像として掲げる別府市は、こうした地域特性を活かし、外国人観光客はもとより、外国からの留学生を積極的に受け入れ、全市を挙げて温かくもてなし、そうした中で市民が異なる文化や価値観に触れることにより自らの個性を伸ばし、異なった考え方を相互に尊重する市民意識を育てる「多文化共生の活力ある町づくり」を目指している。

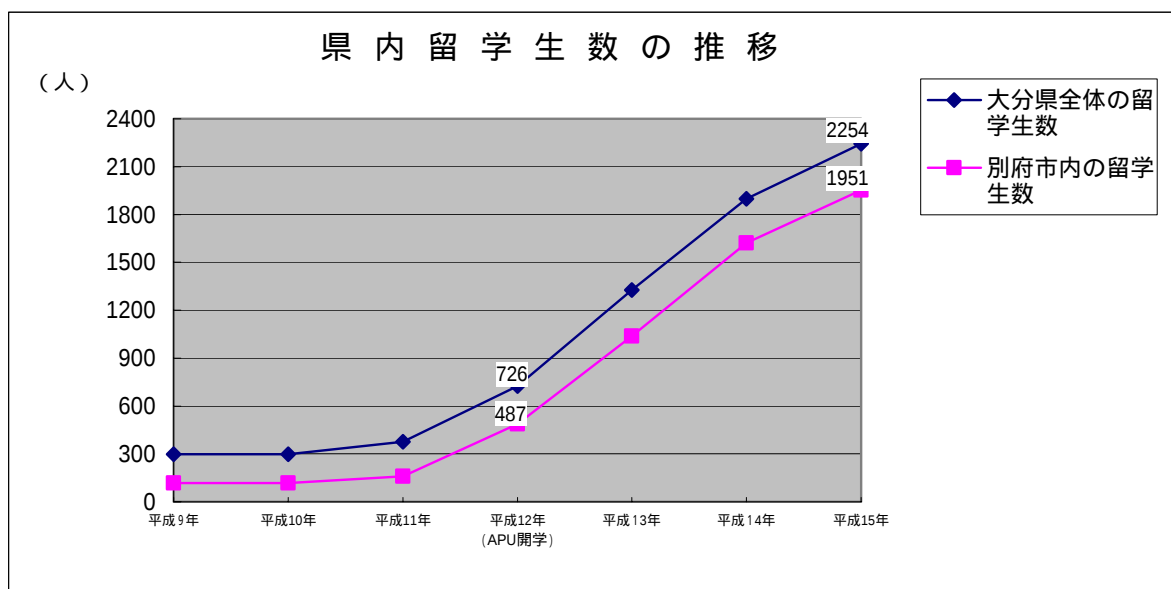
【参考】都道府県留学生数対人口ランキング（大分県留学生関連施策協議会資料）

順位	都 府 県 名	留学生数（人）	都府県人口（千人）	留学生数 / 人口（千人）
1	東 京 都	30,595	12,219	2.50
2	大 分 県	1,953	1,219	1.60
3	京 都 府	4,003	2,642	1.52
4	福 岡 県	4,470	5,043	0.89
5	大 阪 府	7,728	8,815	0.88

留学生数：平成 14 年 5 月 1 日現在 人口：平成 14 年 10 月 1 日現在

—	別 府 市	1,951	126	15.48
---	-------	-------	-----	-------

留学生数：平成 15 年 5 月 1 日現在 人口：平成 15 年 5 月 1 日現在



注) 留学生数は各年 5 月 1 日現在

5 構造改革特別区域計画の意義

近年、IT革命を主体とする情報通信技術の進歩に伴って、多種多様な情報などの流れが地球的な規模で拡大し、地方自治体にとっても、海外との関わりを抜きにして地域の活性化を図ることは困難な時代となってきた。

別府市は、7世紀頃から湯治客を中心として、海、山、川等の豊かな自然と日本一の湧出量を誇る温泉資源に支えられ、温泉観光都市として発展をとげてきた。また、昭和25年には「別府国際観光温泉文化都市建設法」が制定され、国際文化の向上と世界の恒久平和の達成に重要な役割を果たす都市として別府市が位置づけられ、以来、「日本一の応接間を目指す別府」をキャッチフレーズに官民一体となって魅力溢れる国際観光温泉文化都市づくりを進めている。

しかしながら、少子化、高齢化、国内経済の低迷を乗り越えて今後も観光都市として飛躍するためには、より積極的な国際化の対応が求められており、外国人と市民が国籍と文化の違いを超えて、お互いが理解しあえる共生のまちとして発展していくことが必要であり、留学生の住宅対策のみならず、あらゆる留学生支援策を通して、留学生の暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、留学先としての魅力並びにイメージのアップを図りながら、「世界中の留学生から愛されるまち」として情報発信し、さらなる国際化の推進と地域の活性化を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

大分県及び別府市は急増する留学生への支援として、これまで奨学金支給、国民健康保険料助成、生活資金の貸し付け、住宅保証、ホームステイの推進、救急医療体制の整備等主として生活面での経済的支援を行ってきたが、留学生は世界各国から集まった優秀な人材であり、地域経済を活性化していくうえで、貴重な財産であることから、これまでの事業に加えて、新たに留学生活用のための「留学生アクティブおおいた創造事業」を推進しているところである。

この事業は、留学生支援の総合窓口である「大分コンソーシアム（仮称）」を設立し、これまで個別で行っていた支援事業を総合的、効率的に行うとともに「留学生人材バンク」を開設し、大学、行政、産業界が一体となって留学生の活用を進め、地域経済の活性化を図っていくものである。

しかしながら、次に述べるように留学生専用の住居は依然として不足しており、留学生の経済不安を解消し、今後、留学生活用のための事業を進めていくためにも官民一体となった留学生のための住居対策は喫緊の課題である。

（１）別府市における留學生宿舎の現状

別府市には県全体の留学生の約9割（1951人/2254人 平成15年5月1日現在）が居住し、市内の2大学、1短大の1,951人の留学生のうち、約6割が大学等の寮・学生会館に、約4割の739人が民間アパート等に居住し

ている。(別添資料1)

各大学、短大においては留学生向けの学生寮などを整備しているが、大学の努力にも限界があり、新入生のために2年次で退寮しなければならない事情や、日本人学生も入寮している状況等により、必要とする留学生全員に対し、専用の宿舎を確保することは極めて困難で、学生寮に入居できない留学生については、民間アパート等の敷金家賃等の負担が重くのしかかっている。

(2) 留学生の経済状況～「大分県外国人留学生生活実態調査(14年3月)」

(別添資料2)

○ 留学生の収入、支出

留学生の1ヶ月の収入については、4万円～8万円未満が37.1%、支出は4万円～8万円未満が57.1%と集中し、支出に対する収入不足を36.5%の留学生が感じている。収入不足額は1万円～3万円が54.0%となっている。

また、49.5%の留学生がアルバイトをしており、現在していないがやりたい留学生(37.2%)を加えると約9割の学生がアルバイト志向であり、苦しい生活実態が伺える。

○ 支出の大きなものは家賃と食費

家賃は2万円～4万円が65%で最も多い。同居人のいる留学生が35.3%であり、経済的に余裕のない留学生の多くは、共同生活による住居費・食費の節約で生活防衛している。

○ 家賃・敷金が大きな負担

これを裏付けるように「住居を探すとき困ったこと」のトップは「家賃が高い」(56.1%)「敷金がある」(51.9%)であり、県等に対する要望にも「家賃・敷金の軽減」があげられており、住居費軽減のニーズは大変強い。

市内在住の留学生のほとんどが、韓国・中国・台湾などアジアの各国・地域からの私費留学生であり、母国との物価の違いなどから、学費や生活費の不安を抱え、奨学金やアルバイトを生活の大きな支えとしており、そうした苦しい経済状況から住居費軽減のニーズは非常に強い。

本計画は、留学生の暮らしやすい町づくりを進め、アジアからの留学先としての魅力アップを図るため、大学の自助努力だけではなく、留学生が求めている低廉な住宅確保の一つの手段として、公営住宅を留学生向け宿舎とするため目的外使用することにより、留学生の経済不安を解消するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

多くの留学生が共生する別府市においては、市民一人ひとりが国際理解を深め、様々な国際交流活動に積極的に参加することを通じて、世界に開かれた地域社会を築いていくとともに、温泉を主体とする豊かな自然を最大限に活かした経済・文化交流を展開し、国際的なネットワークを広げることが重要である。

留学生は、別府市や日本のよき理解者であり、異なる文化を理解する上での身近な教師であるとともに、将来、母国との友好の架け橋となることが期待される。

さらに、市内に居住している留学生が、経済的にも精神的にも安定した生活を送れるようになることで、別府市や大分県を第二の故郷とし、母国に帰国したのち、情報を発信するスポークスマンとなるとともに、本人、家族、友人が別府市を再訪することで、別府市と海外の経済交流及び人的交流がより一層進み、外国人観光客誘致の促進及び地域の活性化が図られる。

なお、現在、市内在住の留学生による年間消費額は、約20億円程度と推定されるが、留学先としての魅力アップ及びイメージアップを図ることにより、留学生数の増加及び留学生を核とした家族、友人などの交流人口の増加等により今後、さらなる消費効果、経済効果が見込まれる。

【留学生の年間消費額】

8万円(月平均生活費)×12月×2千人＝19億2千万 20億円

	<平成15年>		<平成19年>	
			(見込み)	
○ 留学生数の増加	2,000人	→	2,500人	
○ 外国人観光客の増加 (留学生交流人口含む)	144千人	→	205千人	
○ 公営住宅目的外使用予定戸数(延べ)	0	→	約100戸	
○ 生活満足度の向上	15.2%	→	25%	

8 特定事業の名称

留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業(1212)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 生活支援

【県事業】

奨学金の交付

私費留学生に対して、月額 3 万円の奨学金を交付。

(給付人員 H14 年度 110 名、H15 年度 130 名)

国民健康保険料の助成

私費留学生に対して、保険料負担額の 1/3 (上限 3 万円) を助成。

大分学生交流会館の運営支援

大分学生交流会館 (定員 2 0 4 名) の管理運営費等を助成し、留学生の住居対策の推進を図る。

【市事業】

日常生活に関する情報の提供

英語版『公共施設ガイドマップ』、英語・中国語・韓国語による『生活ガイドブック』、英語・中国語・韓国語による『生活ガイドビデオ』を作成するとともに、観光や温泉などの情報を提供する。

救急医療体制の整備

留学生への医療や救急体制は重要な問題であり、診療科目ごとの外国語での対応が可能な医療機関リストの作成や、休日救急医療機関などの情報を提供する。

また、救急車が配置されている消防署に外国語での対話が可能な職員を配置し、留学生の緊急事態に対応できる体制を確立する。

別府市私費外国人留学生奨学金の助成

就労意欲が旺盛で、かつ、優秀な私費外国人留学生を経済的に支援し、その留学生生活の安定に寄与する。

(2) 地域との交流促進

【県事業】

留学生地域社会交流会の開催

地場産業の視察、ホームステイ (一泊二日) などを通じて、地域住民との交流を促進する。

「九州アジア大学」事業の実施

2 1 世紀のアジアを担う人材育成と人的ネットワーク構築のため、九州・山口各県の留学生と日本人学生が合宿生活をおこない討議、交流する。

【市事業】

学校教育における国際理解の推進

人間の尊厳の大切さを考えるとともに、諸外国の歴史や文化を尊重し、他の民族や国の主体性と尊厳に対する認識を深め、国際協調の実践的態度を育てる活動を積極的に推進する。

留学生を各小中学校に講師として派遣し、児童・生徒の異文化の理解を促進するため、国際理解教室を開催する。

市民との交流及び相互理解の促進

市内在住の留学生と市民との交流イベントの開催、ホームステイやホームビジットの推進、自治会主催行事参加の紹介など、市民がお互いの国籍を意識せずに交流できるような機会、場所を提供する。

世界の留学生と市民との積極的な交流の場として、年 1 回千人規模（留学生と市民それぞれ 500 名）で「国際交流の船」を運航する。

（３） 留学生の活用

【県事業】

留学生コンソーシアム構想

「日本学生支援機構」を活用し、県内の留学生・卒業生の人材情報を登録し、県内企業や団体等がこれらの人材を様々な分野で活用するため「留学生人材情報バンク」を平成 16 年 4 月を目途に立ち上げる。

国際貿易支援アシスタント活用事業

県内企業が海外との経済活動のために留学生をアシスタントとして活用する費用（報酬、旅費等）の一部を補助する。

【JETRO 大分事業】

留学生リクルート事業

留学生の地元企業への就職を促進し、地域経済の国際化に資するため、セミナー、採用直結型インターンシップ等を実施する。

（４） 全国的に行われることになる規制緩和の活用

留学生が卒業後就職活動を行う場合における最長 180 日間の「短期滞在」の在留資格の容認。

別 紙

1 特定事業の名称

留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業（１２１２）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

公営住宅管理者（大分県及び別府市）

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定日

4 特定事業の内容

（１）事業に関与する主体

大分県及び別府市

（２）事業が行われる区域

別府市全域

（３）事業の実施期間

平成１６年４月より

（４）事業により実現される行為

公営住宅の空室を目的外使用することにより留学生宿舎として提供する

5 当該規制の特例措置の内容

別府市在住の留学生の約４割が民間アパート等に入居しており、留学生の経済状況からみても家賃負担に苦慮しているものと思料される。短期間ではあるが、在学中は別府市民となる留学生に対して、一般市民と同様、家賃が低額な公営住宅を提供することは必要であると判断した。具体的な方法は以下のとおりである。

準耐火簡易二階建住宅は、建物の傷みも激しく、空室に対して新たな募集は行わず、政策的な空室としてきた。留学生の入退去のサイクルは２年から３年であり、この空室の取壊しまでの間の利活用を図るため、留学生用宿舎として目的外使用する。

エレベーター施設の無い市営住宅の最上階の部屋は、公募を行っても応募倍率は１５年度において約３倍と、低階層の住宅の平均応募倍率の６～７倍よりもかなり低く、抽選により当選した者が階段の昇り降りが困難なことを理由に入居を辞退したり、最上階に入居している高齢者が低階層への住み替えを希望するケースが多いなど、低階

層の部屋に比べて敬遠される傾向にあり、募集等の入居努力を行っても空室となっている住宅もあることから、留学生宿舎として目的外使用を行う。(現時点で約30戸の空室を確保する事が可能である。)

若年層である留学生は階段の昇り降りに問題は無いものと思われ、このような住宅を目的外使用することにより留学生に使用させることは、公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、また公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障はないと判断した。

なお、県営住宅については、現在常時の空室がないため、将来的に募集を行ってもなお一定期間空室となっている住宅が生じた時点で対応することとする。